

平成30年度第6回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年9月25日(火) 午前9時30分～午前10時1分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(19名)

会 長	19番	我孫子武二
会長職務代理者	18番	三浦泉
委 員	1番	半田守
〃	2番	天野勇一郎
〃	3番	二瓶宏男
〃	4番	尾出弘子
〃	5番	高橋京一
〃	6番	小山京子
〃	7番	板垣文一
〃	8番	三嶋秀二郎
〃	9番	畠山義信
〃	10番	杉村昭宏
〃	11番	千葉連悦
〃	12番	畠山明美
〃	13番	尾形徳夫
〃	14番	澁谷幹男
〃	15番	伊藤登喜子
〃	16番	齋田洋一
〃	17番	佐々木信幸

4 欠席委員(なし)

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第17号 非農地証明書の交付について
- 日程第5 報告第18号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について
- 日程第6 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第18号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第6回定例総会 議事の経過及び結果

〈午前9時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第6回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） おはようございます。稲刈りの最盛期にぶつかるのではということで本日はこのような日程にいたしました。あいにくの天気で非常に残念なのか嬉しいのかわからない心境でございます。稲刈りの時期なんですけれども、天気が落ち着かなくて作業が前に進みません。今朝ほど農協職員と電話で話をいたしました。稲刈り作業の進捗状況は2割にいくかいかないかというお話でございました。作況については、予想した以上に悪いというお話をしておりました。

そういう中で、今月のはじめに北海道地震が発生いたしました。皆さんご存知のようにたくさんの被害が出ています。心からお見舞いを申し上げたいと思います。8月の下旬には北海道フォーラムでお邪魔致しました恵庭市の被害状況を確認いたしましたところ、家屋倒壊、けが人もなしということでした。停電はしていたんですけれども、早い所ではその日に通電したということでございます。身近に感じてしまった恵庭市ですから、一安心いたしました。

本日も慎重な審議をお願いいたしまして挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番 畠山明美委員、13番 尾形徳夫委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第17号 非農地証明書の交付について

*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第17号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第17号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。平成30年9月25日提出、加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第17号

登記簿 田 現況 宅地。外1筆、面積1,247㎡。

申請地は居宅の敷地として利用しているが、土地の登記地目が田となっているため、管轄登記所に非農地証明書を添付して宅地に変更したい。なお、申請地は農地法第4条規定による転用許可（平成4年宮城県古農指令第292号）を受けている。

以上1件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第17号を終了いたします。

日程第5 報告第18号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第18号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第18号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。平成30年9月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第18号

工事完了報告書

8月21日受付 第5条

建売住宅建設、28年9月26日許可。30年8月5日完了。

8月22日受付 第5条

太陽光発電施設設置、29年5月25日許可。30年6月30日完了。

8月24日受付 第4条

集合住宅、26年2月17日許可。26年8月25日完了。

8月28日受付 第5条

牛舎及びパドック設置、29年10月25日許可。29年12月30日完了。

工事進捗状況

8月24日受付 第5条

土砂採取及び保全区域、29年4月21日許可。30年8月24日現在の進捗率12.5%。

8月27日受付 第5条

居宅建築、29年11月24日許可。30年8月27日現在の進捗率75%。

以上6件の工事進捗状況、工事完了報告書について説明。 〕

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第18号を終了いたします。

日程第6 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第6、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について。

下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年9月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

10ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は6件でございます。

番号1、資料は14ページの事業計画書概要から20ページでございます。賃貸人は、加美町宮崎字浦一番…番…、A氏。賃借人、福岡市博多区博多駅前…丁目…、B社、代表取締役 C氏。申請地は、宮崎字浦一番…番…、畑。面積は2,559㎡。申請事由は、地上権設定に伴う賃貸借により太陽光発電設備を設置するものでございます。事業資金は、…万円で、借地料は年間…万円となっております。事業計画は、平成30年11月1日の着工、平成31年1月31日の完成予定となっております。申請地は、加美町役場宮崎支所の西北西約5kmに位置し、第3種農地、第2種農地「オ」及び第1種農地のいずれにも該当しない、山間農業地域に存在する農業公共投資の対象となっていない集落に介在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。本案件は、譲受人が申請地に地上権を設定し太陽光発電施設を設置するものです。投資効果の観点から、用地費が高額にならないこと、また、平坦で日当たりが良い土地であること等を考慮し申請農地を選定したものです。

番号2、資料は22ページの事業計画書概要から28ページまでになります。賃貸人は、加美町宮崎字浦一番…番地…、A氏。賃借人は、福岡市博多区東比恵…丁目…番地…-***号、合同会社 D氏、代表 E氏。申請地は、宮崎字浦一番…番…の田、面積は2,973㎡。申請事由は、地上権設定に伴う賃貸借により太陽光発電設備を設置するものです。事業資金は、自己資金…万円で、借地料は年間…万円となっております。事業計画は、平成30年11月1日着工、平成31年1月31日完成予定です。申請地は、加美町役場宮崎支所の西北西約5kmに位置し、第3種農地、第2種農地「オ」及び第1種農地のいずれにも該当しない山間農業地域に介在する農業公共投資の対象となっていない集落に介在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。本案件は、譲受人が申請地に地上権を設定し太陽光発電施設を設置するものです。投資効果の観点から、用地費が高額にならないこと、また、平坦で日当たりが良い土地であること等を考慮し申請農地を選定したものです。

番号3、資料は、30ページの事業計画書概要から34ページまでになります。こちらは、一時転用案件でありまして、期間は平成30年10月1日から平成32年4月30日までの1年7か月となっております。賃貸人は、加美町字鹿原御伊勢宮1番地、F氏。賃借人は、加美町字長檀…番地、G社、代表取締役 H氏。申請地は、字鹿原御伊勢宮…番の田。面積は、1,585㎡。申請事由は、賃貸借により現場事務所用地を設置するものです。事業資金は、自己資金…万円。借地料は、一時転用期間の1年7か月で…万円となっております。申請地は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、3年以内の一時的な転用であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、不許可の例外規定Cに該当すると判断されるものであります。本案件は、賃借人が申請地を借り受け、付近で同社が施工している東鹿原区画整理工事に伴う現場事務所、休憩所及び作業員駐車場を設置するものであります。賃借人は、他にも適地をあたったとのことですが、必要面積を借地により確保できる場所が見つからなかったこ

とから申請農地を選定したものであります。

番号4、資料は36ページの事業計画書概要から41ページまでになります。譲渡人は、加美町下新田字風張…番地、I氏。譲受人は、加美町下新田字一本柳…番地…、J社、代表取締役 K氏。申請地は、下新田字風張…番…、外2筆の田。面積は1,632㎡。申請事由は、売買により駐車場を設置するものです。事業資金は、自己資金…万円で、このうち、農地の取得価格は…万円となっております。事業計画は、平成30年10月1日の着工で、平成30年12月31日の完成予定です。申請地は、加美町役場の南東約3.5kmに位置し、第3種農地、第2種農地「オ」及び第1種農地のいずれにも該当しない県道沿線の集落に介在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。本案件は、農業生産法人である譲受人が、売買により自社工場から10m程の距離にある申請地に社有車、従業員等の駐車場を整備するものです。自社との距離、公道との接続等の利便性を考慮し申請農地を選定したものです。

最後の番号5と番号6は同一の事業となります。資料については、44ページ事業計画書概要から47ページまでをご覧ください。44ページの事業計画書概要の、1 事業者名が駐車場となっておりますが、L氏の誤りであります。書類のチェックに漏れがありました。大変申し訳ございませんでした。

賃貸人は、番号5が、加美町字下野目北田南…番地、M氏。番号6が、加美町字下野目前川原中…番地…、N氏。賃借人は、加美町字下野目雷北…番地…のL社、代表取締役 O氏。申請地は、番号5が、字下野目雷北…番…の田、786㎡。番号6が、字下野目雷北…番…の田、74㎡で、合わせて860㎡となります。申請事由は、賃貸借により駐車場を設置するものです。事業資金は、自己資金…万円。借地料は、番号5が年間…万円、番号6が年間…万円となっております。転用計画は、平成30年10月1日の着工、平成30年11月30日の完成予定となっております。申請地は、加美町役場の西北西約3.7kmに位置し、第3種農地、第2種農地「オ」及び第1種農地のいずれにも該当しない、交通量の多い国県道、店舗及び事業所に囲ぎょうされた農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地であることから第2種農地と判断したものです。本案件は、賃借人が、自社ガソリンスタンドに隣接した申請地に社有車及び従業員用の駐車場を整備しようとするもので、自社との距離、公道との接続等の利便性を考慮し、申請農地を最適地として選定したものです。以上6件、5事業の上程となります。

* 議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番から6番について、3番、二瓶宏男委員お願いします。

* 3番（二瓶宏男委員） 3番、二瓶が報告いたします。9月14日に、天野委員、尾出委員、私、鎌田次長の4人で現地調査を行ってまいりました。

申請番号1番と2番は、あさひ小学校から西へ約1kmの場所に位置しております。賃貸人はA氏でしたが、立会いは奥さんと、受人であるB社の社員から聴き取り調査を行いました。申請地は、A氏の屋敷囲いの入り口の西側、東側に隣接された農地であります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産力のない農地であることから、第2種農地と判断し、西も東も民家の屋敷境であ

り、周辺農地への影響もないと見込まれました。また、施設からの排水はなく、盛土は行わず、雨水は現状のとおり既設の水路に放流されるため支障はないものと見込まれるため許可相当と判断いたしました。

申請番号3、受人のG社の社員から現地にて聴き取り調査を行いました。農地区分は農振農用地区域内にある農地ですが、ほ場整備を行うための現場事務所にしようとされるもので、1年半ほどの工事計画であります。施設からの排水はなく、盛土は行わず現状のままの高さで使用するため、雨水は既設水路に放流されるため支障はないと見込まれ、許可相当と判断いたしました。

申請番号4、受人のJ社の社長から現地にて聴き取り調査を行いました。申請地は、中新田交流センターの南東500mに位置した場所でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地、町道沿いの集落到に囲まれた農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であることから、第2種農地であると判断いたしました。また、施設からの排水はなく、周辺地より低い現状のまま整地するため、土砂の流出等はないと見込まれます。また、雨水は現状のとおり既設の水路に放流されるため支障はないと見込まれ、許可相当と判断いたしました。

申請番号5、申請番号6の受人はL社でございます。同社の社員から現地で聴き取り調査を行いました。申請地は、小野田西部へ向かう国道347号と宮崎に向かうV字型のスタンドに隣接した道路沿いの孤立した生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。また、農振農用地区域外であり、隣接する農地もないことから支障はないと見込まれ、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。5番 高橋委員。

*5番（高橋京一委員） 1番と2番についてお伺いいたします。貸人の門口道路の西と東という形になると思いますが、ネットは張るんでしょうけれども冬の除雪作業に影響が出ると、この部分については囲った部分が破損するということも考えられるんですけども、貸人のA氏については冬期の除雪作業は十分に気を付けるよう指導をお願いいたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 高橋委員からお話があった件につきましてはお伝えしたいと思えます。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これ

より、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第7 議案第18号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（我孫子武二会長） 日程第7、議案第18号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第18号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年9月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

50ページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、売買1件、賃貸借1件でございます。

番号1、渡人、P氏、70歳。受人、Q氏、49歳。申請地は城生字城生裏三番の田外3筆。面積3,685㎡。権利移動の種別は売買でございます。こちらの案件につきまして、今年度の耕作は保全管理の休耕田となつてございましたので、9月の案件として取り扱つてございます。

番号2、渡人、R氏、64歳。受人、S氏、64歳。申請地は宮崎字桧沢の田外5筆。面積17,296㎡。権利移動の種別は賃貸借の再設定でございます。

以上、2案件で田8筆、畑2筆、面積は20,981㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第18号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、農用地利

用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第6回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午前10時1分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年9月25日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 畠 山 明 美

署名委員 尾 形 徳 夫